

○総務省令第 号

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項の規定に基づき、住民基本台帳の一部の写しの閲覧並びに住民票の写し等及び除票の写し等の交付に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年 月 日

総務大臣 武田 良太

住民基本台帳の一部の写しの閲覧並びに住民票の写し等及び除票の写し等の交付に関する省令の一部を改正する省令

住民基本台帳の一部の写しの閲覧並びに住民票の写し等及び除票の写し等の交付に関する省令（昭和六十年自治省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
<p>(電子情報処理組織による請求等に係る適用除外)</p> <p>第二十二條 総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則 (平成十五年総務省令第四十八号。以下この条において「総務省情報通信技術活用省令」とい う。) 第四條第一項の規定により、法第十一條第一項、第十一條の二第一項、第十二條第一 項、第十二條の二第一項、第十二條の三第一項及び第二項、第十二條の四第一項並びに第十五 條の四第一項から第四項までの規定による請求又は申出を行う場合においては、総務省情報通 信技術活用省令第四條第二項ただし書の規定は、適用しない。</p>	<p>〔新設〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

附 則

この省令は、公布の日から施行する。